



## 保証について

弁護士 青木 一雄

保証は主たる債務者が債務の履行をしないときに、その履行の責任を負うものです。普通の保証と連帯保証があります。保証人の責任が問題となるのは、借主本人が期日になっても借金を返さないケースです。

普通の保証の場合は、貸主が保証人に返済を求めてきた場合、保証人は「先に借主に請求してくれ」と言うことができますし、さらに、その請求が借主なされた後、再び保証人のところに請求があった場合も「借主には弁済の資力があり、執行が容易である」と言って、借主の財産への執行を求めることができます。これを催告の抗弁権、検索の抗弁権といいます。

これに対し、連帯保証人の場合は、これらの権利がなく、借主が期日に返済しない場合は、貸主は、借主、連帯保証人のどちらにも先に請求することができます。一般的な契約では、この連帯保証の場合がほとんどです。ですから、連帯保証人になるということは自分が借主になるということであるとの認識が必要です。

また、保証には貸金等根保証契約があります。連帯保証を含む保証の場合には、借主が借金の返済をすればその減った分だけ保証人の責任が減ります。これに対し、この根保証は一定の範囲の債務について極度額を限度として履行の責任を負うもので、借主が返済した後、さらに借入れをして債務を増やした場合でも極度額の範囲において保証人は責任を負わなければなりません。

また、子供が会社に勤務する場合、父親などに身元保証、身元引受などの名称で保証契約を求められることがあります。これは勤務した者がその行為により会社などに損害を与えた場合、父親などにその賠償をさせるというものです。ただし、その損害についての保証額は、会社の監督責任の過失の有無や、保証事情、仕事内容の変化等種々の諸事情が考慮されて決まります。この身元保証契約は通常は3年間ですが、期間を決めても5年間が限度です。ただし、更新は可能です。

また、身元保証契約は、身元保証人の死亡によって消滅し、相続されません。

保証人が貸主に対し債務の支払いをした場合、借主に対し、その支払った金額を求償権に基づき請求することができます。ただし、その保証人が借主から支払ってもらえる金額は、委託を受けた保証人と委託を受けていない保証人とでは違いがあります。

保証人という制度は日本的なもので、義理などからやむなくなるケースが多く、合理的に問題があるため、今後、その範囲は少なくなっていくと思います。保証人になるについては、自分が債務者になるとの覚悟が必要でしょう。